

令和7年度
国民健康保険税率等改正にあたっての基本方針



令和 6 年 1 2 月
加 須 市

目 次

1 基本方針	1
2 国保税改正の基本的な考え方	3
3 国保事業運営の基本的な考え方	6
4 国保事業運営の具体的施策	7
5 国保税改正の基本方針（案）	10
令和7年度 税率改正の影響	14
世帯モデル別 税率改正の影響	16
令和6年度 国保特別会計決算（見込）	18
令和7年度 国保特別会計予算（予定）	18
収支不足額の解消について	19
法定外一般会計繰入金の推移について	20
現行税率と新税率（案）との比較	21
令和7年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算（案）	22
県内市における国民健康保険税 調定額・収納率の状況	23
県内市における国民健康保険事業特別会計 繰入金等の状況	24
県内市における国民健康保険 前期高齢者構成率・療養諸費費用額等の状況	25

1 基本方針

(1) 策定の趣旨

国民健康保険（以下「国保」という。）は、国民の健康を保持増進させることを目的に、すべての国民が医療保険の対象となる国民皆保険制度として、昭和36年に確立され、医療費を加入者で負担し合う相互扶助の考え方に基づき、健康保険組合や全国健康保険協会、共済組合と並ぶ公的医療保険であり、本市においては人口で約21%、世帯で約30%が加入しているものである。

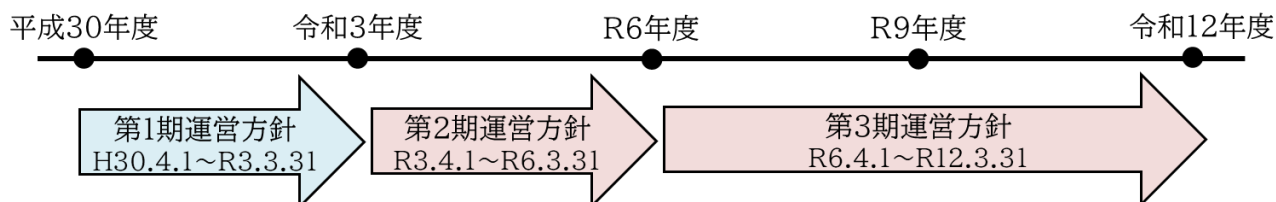
しかしながら、国保制度は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴い一人当たり医療費が増大する中であって、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多く加入していることなどにより、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。

こうした問題に対応するため、国は大幅な公費投入により国保の財政基盤を抜本的に強化し、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保を運営する新国保制度（「国保の広域化(都道府県単位化)」）が施行されたものである。

これにより市町村が個々に運営していた国保事業は、新たに導入された納付金制度により県内全市町村による相互扶助の仕組みに変更となった。市町村は、共同保険者として、税の賦課、徴収や資格管理、保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担うという抜本的な制度改正が行われ、この制度改正により埼玉県において策定した、「第1期 埼玉県国民健康保険運営方針」では、事業費納付金（以下「納付金」という。）及び事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定し目標とする税収を確保することにより、市町村国保特別会計の収支を均衡させることを原則とし、一般会計からの支援である法定外繰入金、つまり「赤字」を解消することとした。さらに、保険税水準の県内統一について、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来の目指すべき課題として位置付けていたが、「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」及び「第3期 埼玉県国民健康保険運営方針」においては、統一の進め方が具体的に明記され、令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一し、法定外繰入金については令和8年度までに解消することとされた。

このような状況の中、本市では、国民健康保険事業において安定的な運営が必要という大前提のもと、保険税水準の統一を推進する「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」に適切に対応していくため、「令和7年度 国民健康保険税改正にあたっての基本方針」を策定するものである。

※ 埼玉県国民健康保険運営方針 対象期間について



※ 国保特別会計の収支を均衡させることを原則とし、令和5年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが明記

※ 令和8年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが明記

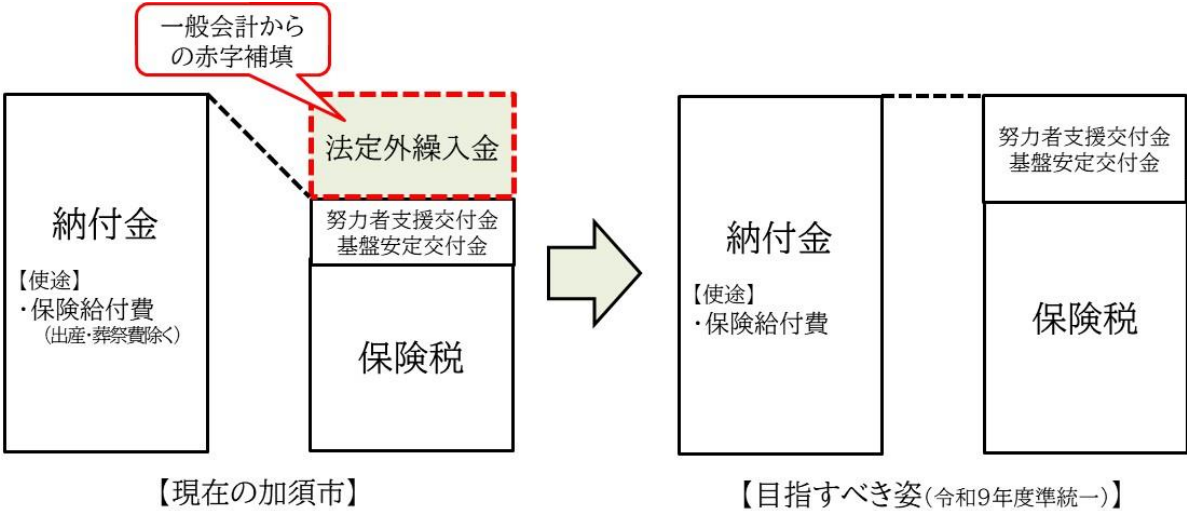
※ 保険税水準の統一を3段階に分けて進めていくことが明記

- ① 納付金ベースの統一 ⇒ 令和6年度
- ② 準統一 ⇒ 令和9年度
- ③ 完全統一 ⇒ 令和12年度

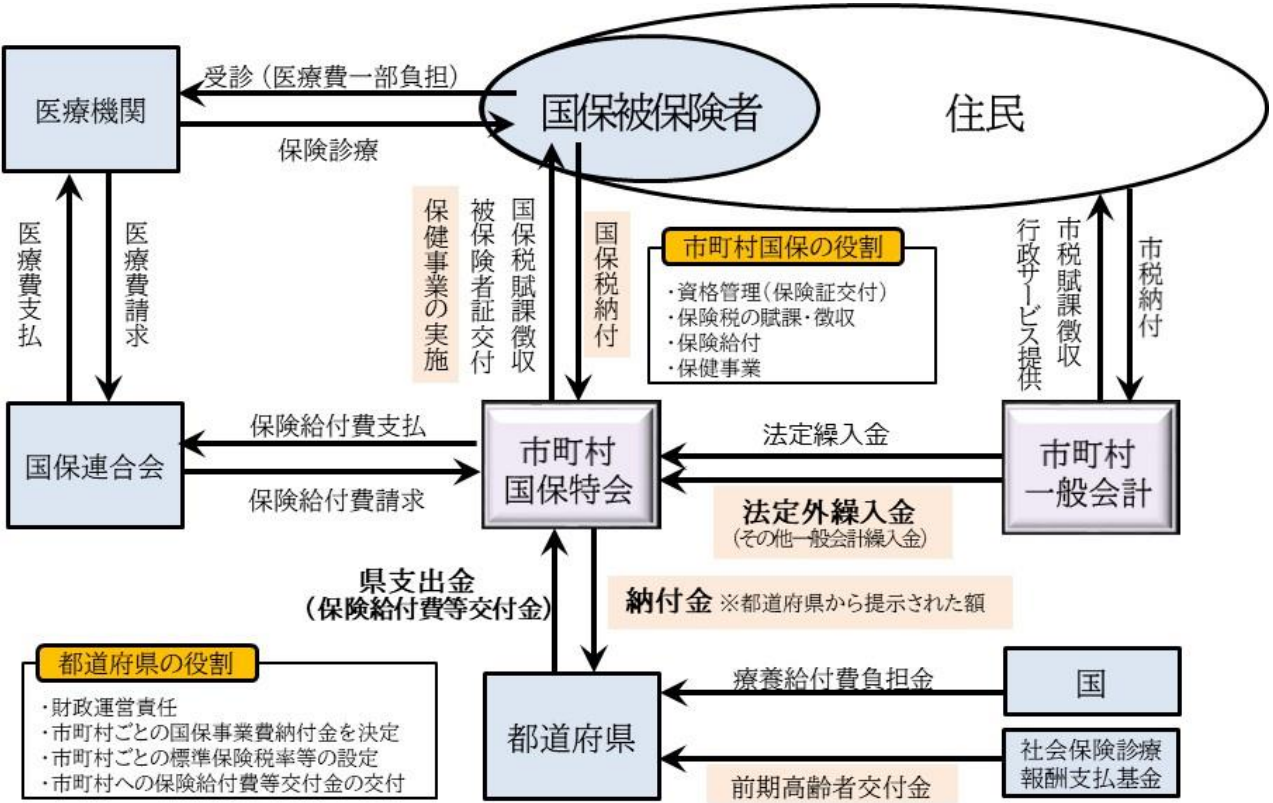
(2) 納付金について

平成 30 年度からの国保の広域化により導入された納付金制度は、県全体の保険給付費等の必要額から、国庫補助金(公費)や被用者保険からの交付金(前期高齢者交付金)等で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度である。納付金は、県が国のガイドライン等に基づき算定し、被保険者数、所得水準に応じて、各市町村に割り当てる。各市町村は納付金及び保健事業等の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定する。

■ 納付金の財源イメージ



(3) 国保財政のしくみ



2 国保税改正の基本的な考え方

埼玉県国民健康保険運営方針における令和9年度からの保険税水準の準統一に向け、標準保険税率を目標に毎年度、保険税率の見直しを行う。なお、税率の見直しにあたっては次の6項目を基本的な考え方とする。

- (1) 令和9年度からの準統一に向け、計画的に税率を改正(引上げ)していく必要がある。
- (2) 赤字削減・解消計画では令和8年度までに法定外繰入金を解消することになっている。
- (3) 令和7年度の市町村標準保険税率に近づける必要がある。
- (4) 法定外繰入金削減効果額の大きい税区分(＝被保険者数が多い①医療給付費分 ②後期高齢者支援金分)の均等割を優先的に改正する。
- (5) 令和9年度からの準統一に向けて、県内市町村においても本格的に引き上げをしてきており、足並みを合わせるべきである。
- (6) 令和8年度に新たに創設される子ども・子育て支援金分の増が見込まれることも考慮する必要がある。

※補足：国民健康保険制度の安定的で持続可能な運営を図るため、市長会は国に対して、財政支援の継続と更なる拡充などについて提言している。

■ 現行税率と標準保険税率の比較

		令和6年度 加須市税率 (A)	令和7年度 市町村標準保険税率 (B)	不足 (A－B)
医療給付費	所得割率	7.50%	6.91%	0.59ポイント
	均等割額	32,700円	42,122円	△9,422円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	－円
後期支援金	所得割率	2.30%	2.66%	△0.36ポイント
	均等割額	10,500円	15,971円	△5,471円
	賦課限度額	220,000円	240,000円	△20,000円
介護納付金	所得割率	2.40%	2.30%	0.10ポイント
	均等割額	11,000円	16,551円	△5,551円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	－円
合算	所得割率	12.20%	11.87%	0.33ポイント
	均等割額	54,200円	74,644円	△20,444円
	賦課限度額	1,040,000円	1,060,000円	△20,000円

※ 令和7年度市町村標準保険税率は、県が11月26日に公表した「秋の試算」時点のもの。

■ 保険税水準統一の進め方

第3期 埼玉県国民健康保険運営方針によると、保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくとされている。

① 納付金ベースの統一

激変緩和措置が終了となる令和6年度から、納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県公費を市町村単位ではなく県単位で計算することとし、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることとする。

② 準統一

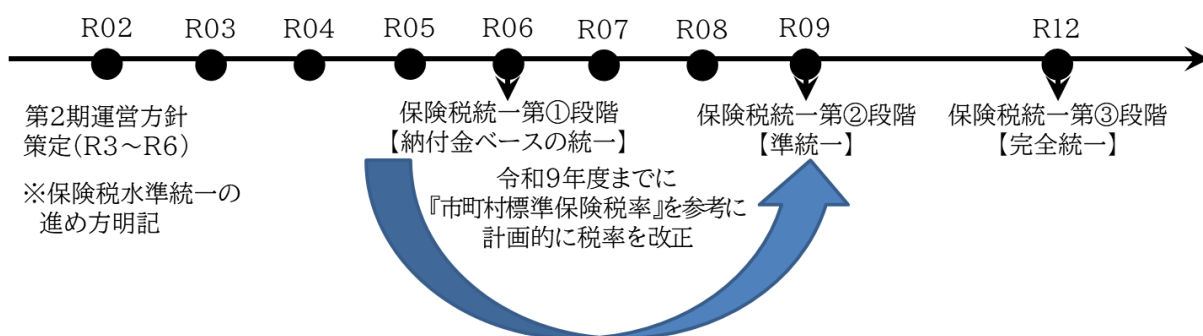
令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することを目指す。

県内全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課することとする。

③ 完全統一

令和3年度決算において収納率格差が最大で9ポイントあることから、引き続き収納対策の強化に取り組むことにより、その差を縮小し、令和12年度の完全統一を目指す。

県内全ての市町村の標準保険税率が統一される。



■ 納付金

	令和6年度 確定納付金(A)	令和7年度 仮算定結果(B)	比較 (B - A)
医療給付費分	2,035,380 千円	2,055,436 千円	20,056 千円
後期支援金分	781,500 千円	735,998 千円	△45,502 千円
介護納付金分	222,274 千円	222,039 千円	△235 千円
計	3,039,154 千円	3,013,473 千円	△25,681 千円

■ 加須市保険税率の推移

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	7.50%	21,000	7.50%	23,000	7.50%	27,700	7.50%	32,700		
後期高齢者支合金分	2.30%	9,500	2.30%	10,500	2.30%	10,500	2.30%	10,500		
介護納付金分	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000		
計	12.20%	41,500	12.20%	44,500	12.20%	49,200	12.20%	54,200		

■ 加須市標準保険税率の推移（準統一：令和9年度）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度(秋の試算)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	6.45%	37,918	6.51%	39,718	6.24%	37,728	6.77%	40,188	6.91%	42,122
後期高齢者支合金分	2.43%	13,957	2.39%	14,096	2.71%	15,857	2.85%	16,456	2.66%	15,971
介護納付金分	2.60%	18,993	2.53%	18,365	2.30%	16,687	2.32%	16,402	2.30%	16,551
計	11.48%	70,868	11.43%	72,179	11.25%	70,272	11.94%	73,046	11.87%	74,644

■ 埼玉県標準保険税率の推移（完全統一：令和12年度）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度(秋の試算)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	6.43%	37,814	6.73%	41,056	6.78%	40,966	7.14%	42,364	7.41%	45,191
後期高齢者支合金分	2.46%	14,130	2.40%	14,175	2.75%	16,115	2.85%	16,479	2.67%	16,063
介護納付金分	2.67%	19,503	2.60%	18,886	2.40%	17,395	2.38%	16,890	2.37%	17,076
計	11.56%	71,447	11.73%	74,117	11.93%	74,476	12.37%	75,733	12.45%	78,330

3 国保事業運営の基本的な考え方

令和6年9月末現在における本市の国保被保険者は、23,343人（前年同月比 △1,051人）、高齢化率（65歳～74歳の占める割合）は、50.1%と過半数である。

本市の国保は、高齢化率が高いことから、医療費の支出に直接影響を及ぼすこととなる。被保険者数の減少により保険給付費総額としては減少が見込まれるが、一人当たりの医療費は、高齢化の急速な進展や医療の高度化により、引き続き増加傾向にある。

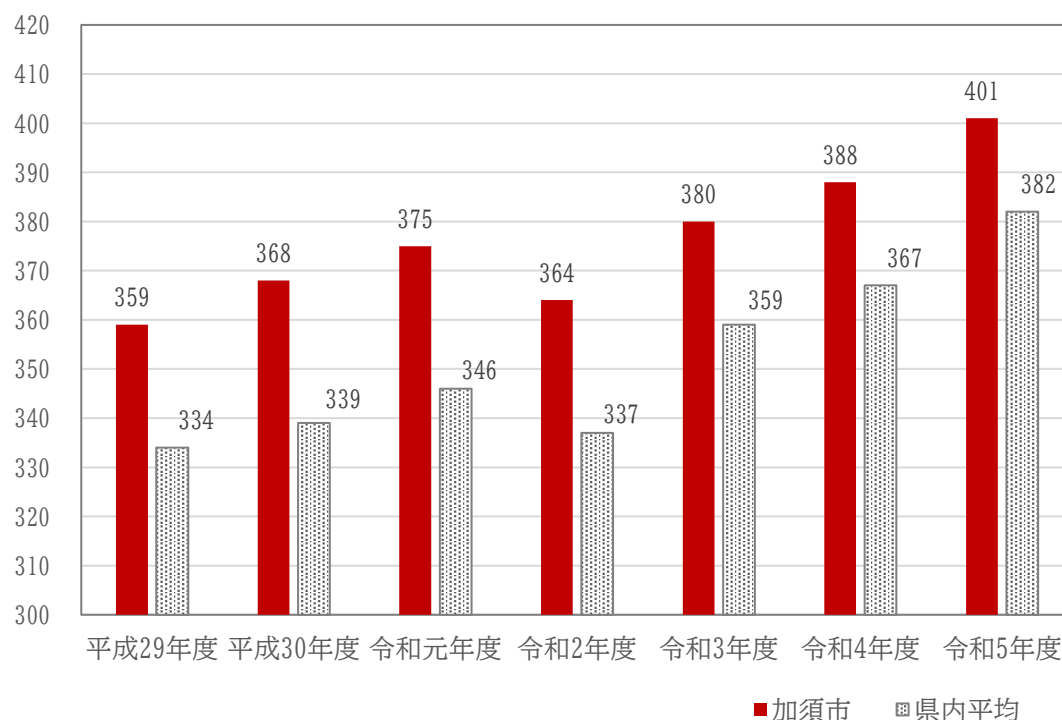
一方、国保財政の根幹である保険税収入についても、被保険者の減少などにより減少が見込まれる。収支の不足額については、一般会計から繰り入れるなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いており、財政健全化に向けた給付（納付金）と負担（保険税）のバランスを考慮し、安定した事業運営に努めていく必要がある。

今後の国保事業の運営にあたっては、本来、独立採算的な運営が求められていることから、一般会計からの法定外繰入れに極力依存せず、段階的に削減していき、国保会計単独で、収支均衡を図ることを基本とし、次の5項目を重点項目として事業の運営をする。

- （1）医療費適正化の推進
- （2）保険給付の適正化
- （3）資格適用事務等の適正化
- （4）保険税収納率の向上
- （5）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【一人当たり療養諸費 費用額】

（千円）



4 国保事業運営の具体的施策

(1) 医療費適正化の推進

① データヘルス計画等の推進

国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース(KDB)システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、PDCAサイクルによる、効果的・効率的な事業実施を図り、医療費の適正化を推進する。

また、健康づくりとスポーツ活動の一体的な取組を推進する。

② 国保健診受診率／特定保健指導実施率の向上

健康診断受診率向上特別対策プロジェクトチームを中心に、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を全庁的な体制で実施し、受診率等の着実な向上に取り組む。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
国保健診(特定健康診査)受診率	39.4%	50%以上	60%以上
特定保健指導実施率	31.1%	30%以上	35%以上

③ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施

埼玉県国民健康保険団体連合会による共同事業方式により、特定健康診査等の結果から、糖尿病性腎症の疑いがある被保険者に対し、受診を促すとともに、レセプトや特定健康診査のデータから糖尿病性腎症の病期が2期～4期の被保険者を対象に保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組む。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
人工透析新規導入者数	24人	20人	19人以下
糖尿病保健指導プログラム参加者数	22人	20人以上	23人以上

④ 医療費通知／後発（ジェネリック）医薬品差額通知の実施

受診者に対して、年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）医療費を通知し、適正受診の周知を図る。また、年2回（9月・3月）ジェネリック医薬品との差額を通知し、調剤費の適正化を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進する。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
ジェネリック医薬品数量シェア	81.3%	80.5%以上	81.0%以上

(2) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

診療報酬明細書の点検調査は、縦覧点検などの過誤調整(資格点検・内容点検)の充実に努める。また、診療報酬明細書の点検調査等で得られた資料を、重複、多受診者などに対する適正受診・適正服薬の指導などに活用することにより医療費適正化を図る。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
レセプト点検強化による被保険者1人当たりの財政効果額	1,218円	3,000円以上	3,000円以上
重複・多剤投与者に対する適正服薬を促す取組み	2人	実施	実施

② 第三者行為求償への取組

被保険者が交通事故等で第三者の行為によって傷病等を受け、医療機関等で治療を受ける場合、その医療費の支払いについては原因となった第三者が負担する責任が生じることから、被保険者からの届出がない第三者行為案件の発見及び求償事務に対する取り組み強化を図る。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
届出のない第三者求償案件の発見及び求償件数	2件	15件以上	4件以上

(3) 資格適用事務等の適正化

① 被保険者の的確な把握

被保険者の資格の得喪は、早期届出の励行をするように市の広報紙等により周知を行う。届出受付時及び所得調査時などにおいて、的確に被保険者の把握に努め、さらに年金記録等との照合を行うことにより、適用の漏れ、被用者保険等との重複適用を防止し、被保険者資格の適正化を図る。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
国民年金記録等との照合による被保険者資格の適正化	毎月実施	毎月実施	毎月実施

② オンライン資格確認の運用

療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について、マイナンバー(個人番号)カードによるオンライン資格確認が令和3年10月から本格的に開始されたため、適正な運用とマイナンバーカードの取得(被保険者証利用するための初回紐づけ)を推進する。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
マイナンバーカードの取得促進 ※被保険者証利用するための 初回紐づけ支援等	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】
被保険者証利用紐づけ実施済みの被保険者(各年度3月)	14,295人	18,000人	18,000人

※令和6年12月2日に保険証の新規発行が廃止され、資格確認書又は資格情報のお知らせが発行されている。

(4) 保険税収納の向上

① 保険税収納対策の取組み

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率の向上を目指し、次の項目を重点的に取り組む。

- 納期内納付の促進・・・口座振替納付の促進、納期内納付の周知を徹底させ、新規滞納の発生を抑制し、滞納繰越額の圧縮を図る。
- 現年度課税分の確実な徴収・・・文書、電話等による催告を強化し、現年度課税分の収納率向上を図る。
- 滞納処分の強化・・・滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行うこととし、特に預貯金等債権や給与を中心とした差押えを徹底するとともに、滞納処分の早期処理による新規滞納発生を防止を図る。
- 徴収できない事案の確実な停止処理・・・滞納者の資力回復が見込めず、滞納処分することができる財産がない場合などには、滞納処分の執行停止を積極的に進め、現年度課税分及び滞納繰越分の収納率向上を図る。
- 県や国保連合会等が主催する研修会に積極的に参加し、差押え、滞納処分の停止などの滞納整理手法に関する知識及び技術を習得する。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
現年度課税分の収納率	94.6%	93.5%以上	94.0%以上
口座振替世帯数の割合	44.5%	65.0%以上	60.0%以上

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため「国保データベース(KDB)システムを活用して医療や介護情報の分析を行い「後期高齢者の保健事業」「介護保険法の地域支援事業(介護予防)」「国民健康保険の保健事業」を一体的に実施し、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後も、連続的な保健事業を実施する。

	令和5年度実績値	令和6年度目標値	令和7年度目標値
国保データベース(KDB)システムを活用した事業の実施	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】
フレイル状態にある者を医療・福祉サービスに接続する取組み	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】

5 国保税改正の基本方針（案）

納付金を賄うために必要な保険税率を設定することを原則とし、次の3つの考え方に基づき国保税率等の設定を行う。

（1）地方税法等に則した税率設定

- 国保税の仕組みどおり、3本立てとする。

賦課年齢区分

- ・ 医療給付費分 0歳～74歳
- ・ 後期高齢者支援金分 0歳～74歳
- ・ 介護納付金分 40歳～64歳

- 賦課方式と税率については、次のとおりとする。

【医療給付費分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	7.5%	40,700円

【後期高齢者支援金分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	2.3%	10,500円

【介護納付金分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	2.4%	11,000円

※ 参考

【市町村標準保険税率】令和7年度

医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.91%	42,122円	2.66%	15,971円	2.30%	16,551円

※ 市町村標準保険税率は、県が11月26日に公表した「秋の試算」時点のもの。

- 令和7年度に、令和6年度の法定賦課限度まで引き上げるものとする。また、令和8年度に新たに創設される子ども子育て支援金に関する部分については、国や県からの情報を踏まえて適切に対応していく。

また、賦課限度額、低所得者に対する軽減割合は、次のとおりとする。

【賦課限度額】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (案)	令和7年度 法定賦課 限度額見込
医 療 分	58 万円	63 万円	63 万円	65 万円	65 万円	65 万円	66 万円
支援金分	19 万円	19 万円	19 万円	20 万円	22 万円	24 万円	26 万円
介 護 分	16 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
合 計	93 万円	99 万円	99 万円	102 万円	104 万円	106 万円	109 万円

【低所得者に対する均等割軽減割合】

	令和6年度 軽減判定基準額	令和7年度 軽減判定基準額（見込）
7割軽減	43 万円以下	43 万円以下
5割軽減	43 万円 + (29 万 5 千円 × 加入者数) 以下	43 万円 + (29 万 5 千円 × 加入者数) 以下
2割軽減	43 万円 + (54 万 5 千円 × 加入者数) 以下	43 万円 + (54 万 5 千円 × 加入者数) 以下

※ 軽減判定所得の算定基準について

給与所得者等(公的年金等に係る所得を有する者を含む)が2人以上いる場合に、軽減判定基準額に、給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(2) 低所得者に極力配慮した税率設定

- 国保は、社会保険と比較すると、被保険者の多くが高齢者であるため、低所得者で、医療にかかる割合が高いという構造的な課題を抱えている。
- 第3期埼玉県国民健康保険運営方針において応能割・応益割の割合を、おおむね53:47としているが、短期間で均等割を改正した場合、低所得者に直接影響(負担増)を及ぼすことから、激変緩和を考慮し、令和9年度の準統一に向けて段階的に引き上げる。

【当初賦課時における応能割/応益割の構成比】

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		計	
	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
令和元年度	66.82%	33.18%	57.87%	42.13%	57.82%	42.18%	63.89%	36.11%
令和2年度	66.92%	33.08%	57.88%	42.12%	57.80%	42.20%	63.99%	36.01%
令和3年度	66.95%	33.05%	57.73%	42.27%	57.93%	42.07%	64.00%	36.00%
令和4年度	65.69%	34.31%	56.08%	43.92%	59.22%	40.78%	62.85%	37.15%
令和5年度	60.70%	39.30%	55.50%	44.50%	58.72%	41.28%	59.35%	40.65%
令和6年度	57.19%	42.81%	56.28%	43.72%	59.27%	40.73%	57.14%	42.86%
令和7年度 (案)	51.33%	48.67%	56.17%	43.83%	58.60%	41.40%	52.82%	47.18%

※ 応能割…所得割 応益割…均等割

(3) 埼玉県国民健康保険運営方針等を踏まえた税率設定

- 埼玉県国民健康保険運営方針において、保険税水準の統一や一般会計からの法定外繰入金解消の目標年度が定められていることを踏まえ、税率設定を検討する。さらに、市町村標準保険税率が上昇傾向であることを見据える必要がある。

また、税制改正により法定賦課限度が改正された場合、政令と同日から適用できるよう検討する。

【埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（抜粋）】

- ① 赤字市町村は、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等により、赤字解消・削減を図ること。
- ② 保険税水準の準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等（赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金）を解消すること。
- ③ 保険税水準の統一は、3段階に分けて進めていくこととする。
（令和6年度から：納付金ベースの統一／令和9年度から：準統一／令和12年度：完全統一）
- ④ 保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課すること。
- ⑤ 保険税水準の完全統一に当たっては、全ての市町村が都道府県標準保険税率どおりに賦課すること。
- ⑥ 賦課限度額は、政令（地方税法施行令）で定める金額で統一すること。

■ 国保税率等の推移

(単位：円)

	医療給付費分					後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	(応能割)		(応益割)		賦課 限度額	(応能割)	(応益割)	賦課 限度額	(応能割)	(応益割)	賦課 限度額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額		所得割率	均等割額	
平成 28 年度	<u>7.40%</u>	<u>11.0%</u>	8,000	15,000	<u>510,000</u>	2.30%	7,000	<u>150,000</u>	2.40%	11,000	<u>130,000</u>
平成 29 年度	<u>7.50%</u>	<u>9.0%</u>	<u>9,000</u>	<u>12,000</u>	<u>530,000</u>	2.30%	7,000	<u>160,000</u>	2.40%	11,000	<u>140,000</u>
平成 30 年度 (賦課方式変更)	7.50%	—	<u>21,000</u>	—	<u>540,000</u>	2.30%	7,000	<u>170,000</u>	2.40%	11,000	<u>150,000</u>
令和元年度	7.50%	—	21,000	—	<u>560,000</u>	2.30%	<u>9,500</u>	<u>190,000</u>	2.40%	11,000	<u>160,000</u>
令和 2 年度	7.50%	—	21,000	—	<u>580,000</u>	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	160,000
令和 3 年度	7.50%	—	21,000	—	<u>630,000</u>	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	<u>170,000</u>
令和 4 年度	7.50%	—	<u>23,000</u>	—	630,000	2.30%	<u>10,500</u>	190,000	2.40%	11,000	170,000
令和 5 年度	7.50%	—	<u>27,700</u>	—	<u>650,000</u>	2.30%	10,500	<u>200,000</u>	2.40%	11,000	170,000
令和 6 年度	7.50%	—	<u>32,700</u>	—	650,000	2.30%	10,500	<u>220,000</u>	2.40%	11,000	170,000
令和 7 年度 (案)	7.50%	—	<u>40,700</u>	—	650,000	2.30%	10,500	<u>240,000</u>	2.40%	11,000	170,000

■ 令和7年度税率改正の影響（調定見込み）

（令和6年4月現在の加入者及び低所得者軽減適用状況で試算）

【軽減なし世帯】①

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	4,173世帯	4,173人	12人	681,077,000	714,357,100	33,280,100	7,975	7,975
2人	2,242世帯	4,484人	44人	734,934,000	770,600,700	35,666,700	15,908	7,954
3人	442世帯	1,326人	51人	198,559,100	208,741,300	10,182,200	23,037	7,679
4人	198世帯	792人	58人	117,179,700	122,901,600	5,721,900	28,898	7,225
5人	44世帯	220人	38人	26,916,300	28,404,300	1,488,000	33,818	6,764
6人	10世帯	60人	8人	7,648,200	7,916,200	268,000	26,800	4,467
7人	5世帯	35人	5人	4,902,300	5,030,300	128,000	25,600	3,657
8人								
9人								
10人	1世帯	10人	2人	461,900	533,900	72,000	72,000	7,200
11人								
計	7,115世帯	11,100人	218人	1,771,678,500	1,858,485,400	86,806,900	12,201	7,820

【2割軽減世帯】②

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	870世帯	870人	人	59,290,200	64,853,400	5,563,200	6,394	6,394
2人	887世帯	1,774人	5人	139,477,200	150,824,400	11,347,200	12,793	6,396
3人	140世帯	420人	24人	31,987,800	34,611,800	2,624,000	18,743	6,248
4人	37世帯	148人	23人	10,628,700	11,505,500	876,800	23,697	5,924
5人	15世帯	75人	12人	5,718,800	6,170,000	451,200	30,080	6,016
6人	7世帯	42人	6人	3,069,600	3,325,600	256,000	36,571	6,095
7人	2世帯	14人	4人	669,800	749,800	80,000	40,000	5,714
8人								
9人								
10人								
計	1,958世帯	3,343人	74人	250,842,100	272,040,500	21,198,400	10,827	6,341

【5割軽減世帯】③

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	1,164世帯	1,164人	人	42,780,300	47,436,300	4,656,000	4,000	4,000
2人	876世帯	1,752人	7人	72,505,500	79,503,500	6,998,000	7,989	3,994
3人	203世帯	609人	15人	23,059,800	25,467,800	2,408,000	11,862	3,954
4人	61世帯	244人	28人	9,089,600	10,019,600	930,000	15,246	3,811
5人	21世帯	105人	27人	3,511,300	3,887,300	376,000	17,905	3,581
6人	3世帯	18人	4人	527,100	593,100	66,000	22,000	3,667
7人	2世帯	14人	4人	374,200	424,200	50,000	25,000	3,571
8人	1世帯	8人	2人	156,600	184,600	28,000	28,000	3,500
9人								
10人								
計	2,331世帯	3,914人	87人	152,004,400	167,516,400	15,512,000	6,655	3,963

【7割軽減世帯】④

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	3,430世帯	3,430人	2人	50,382,400	58,612,000	8,229,600	2,399	2,399
2人	754世帯	1,508人	24人	21,990,700	25,583,500	3,592,800	4,765	2,382
3人	176世帯	528人	54人	7,739,200	8,954,800	1,215,600	6,907	2,302
4人	49世帯	196人	34人	2,667,600	3,106,800	439,200	8,963	2,241
5人	18世帯	90人	20人	1,552,600	1,748,200	195,600	10,867	2,173
6人	6世帯	36人	8人	440,400	519,600	79,200	13,200	2,200
7人	5世帯	35人	11人	401,400	474,600	73,200	14,640	2,091
8人								
9人								
10人								
計	4,438世帯	5,823人	153人	85,174,300	98,999,500	13,825,200	3,115	2,374

【全世帯】(①+②+③+④)

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	9,637世帯	9,637人	14人	833,529,900	885,258,800	51,728,900	5,368	5,368
2人	4,759世帯	9,518人	80人	968,907,400	1,026,512,100	57,604,700	12,104	6,052
3人	961世帯	2,883人	144人	261,345,900	277,775,700	16,429,800	17,097	5,699
4人	345世帯	1,380人	143人	139,565,600	147,533,500	7,967,900	23,095	5,774
5人	98世帯	490人	97人	37,699,000	40,209,800	2,510,800	25,620	5,124
6人	26世帯	156人	26人	11,685,300	12,354,500	669,200	25,738	4,290
7人	14世帯	98人	24人	6,347,700	6,678,900	331,200	23,657	3,380
8人	1世帯	8人	2人	156,600	184,600	28,000	28,000	3,500
9人								
10人	1世帯	10人	2人	461,900	533,900	72,000	72,000	7,200
11人								
計	15,842世帯	24,180人	532人	2,259,699,300	2,397,041,800	137,342,500	8,670	5,680

■国民健康保険税低所得者軽減適用状況

(令和6年4月現在)

	軽減なし	2割軽減	5割軽減	7割軽減	計
加入世帯	7,115世帯	1,958世帯	2,331世帯	4,438世帯	15,842世帯
	44.9%	12.4%	14.7%	28.0%	100.0%
加入者	11,100人	3,343人	3,914人	5,823人	24,180人
	45.9%	13.8%	16.2%	24.1%	100.0%

■ 世帯モデル別 税率改正の影響

(単位：円)

介護納付金	軽減区分	世帯人数	世帯モデル の収入目安 ※世帯主のみ収入がある場合	所得金額	年齢区分	税率改正の影響			
						【R7改正内容】 医療 均等割：32,700円 → 40,700円			
						現行税率 で算定	新税率(案) で算定	影響額	影響率
なし	7割	単身	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	12,900	15,300	2,400	18.60%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	48,000	52,000	4,000	8.33%
	なし		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満または 65歳以上	99,000	107,000	8,000	8.08%
	なし		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	197,000	205,000	8,000	4.06%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満または 65歳以上	295,000	303,000	8,000	2.71%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満または 65歳以上	491,000	499,000	8,000	1.63%
あり	7割	単身	給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳以上または 65歳未満	16,200	18,600	2,400	14.81%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳以上または 65歳未満	59,900	63,900	4,000	6.68%
	なし		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳以上または 65歳未満	123,600	131,600	8,000	6.47%
	なし		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳以上または 65歳未満	245,600	253,600	8,000	3.26%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	367,600	375,600	8,000	2.18%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳以上または 65歳未満	611,600	619,600	8,000	1.31%
なし	7割	2人	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	25,900	30,700	4,800	18.53%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	69,600	77,600	8,000	11.49%
	5割		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満または 65歳以上	99,000	107,000	8,000	8.08%
	なし		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	240,200	256,200	16,000	6.66%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満または 65歳以上	338,200	354,200	16,000	4.73%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満または 65歳以上	534,200	550,200	16,000	3.00%
あり	7割	2人	給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳以上または 65歳未満	32,500	37,300	4,800	14.77%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳以上または 65歳未満	87,000	95,000	8,000	9.20%
	5割		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳以上または 65歳未満	123,600	131,600	8,000	6.47%
	なし		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳以上または 65歳未満	299,800	315,800	16,000	5.34%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	421,800	437,800	16,000	3.79%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳以上または 65歳未満	665,800	681,800	16,000	2.40%

(単位：円)

介護納付金	軽減区分	世帯人数	世帯モデル の収入目安 ※世帯主のみ収入がある場合	所得金額	年齢区分	税率改正の影響			
						【R7改正内容】 医療 均等割：32,700円 ➡ 40,700円			
						現行税率 で算定	新税率(案) で算定	影響額	影響率
なし	7割	4人	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	51,800	61,400	9,600	18.53%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	112,800	128,800	16,000	14.18%
	5割		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満または 65歳以上	142,200	158,200	16,000	11.25%
	2割		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	292,000	317,600	25,600	8.77%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満または 65歳以上	424,600	456,600	32,000	7.54%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満または 65歳以上	620,600	652,600	32,000	5.16%
あり	7割	4人	給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳以上または 65歳未満	65,000	74,600	9,600	14.77%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳以上または 65歳未満	141,200	157,200	16,000	11.33%
	5割		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳以上または 65歳未満	177,800	193,800	16,000	9.00%
	2割		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳以上または 65歳未満	364,800	390,400	25,600	7.02%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	530,200	562,200	32,000	6.04%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳以上または 65歳未満	774,200	806,200	32,000	4.13%
なし	7割	子どもが いる4人世帯	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	45,300	53,700	8,400	18.54%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	101,900	115,900	14,000	13.74%
	5割		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	131,300	145,300	14,000	10.66%
	2割		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	274,800	297,200	22,400	8.15%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	403,000	431,000	28,000	6.95%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	599,000	627,000	28,000	4.67%
	7割		給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳未満夫婦 未就学児2人	38,800	46,000	7,200	18.56%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	91,200	103,200	12,000	13.16%
	5割		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	120,600	132,600	12,000	9.95%
	2割		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	257,500	276,700	19,200	7.46%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	381,400	405,400	24,000	6.29%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	577,400	601,400	24,000	4.16%

令和6年度決算(見込)

歳入 (千円)	
歳入科目	決算見込額
国民健康保険税	2,040,406
使用料及び手数料	0
国県支出金	8,809,199
繰入金	712,555
繰越金	84,651
諸収入	10,780
合計	11,657,591

歳出 (千円)	
歳出科目	決算見込額
総務費	173,279
保険給付費	8,760,440
国民健康保険事業費納付金	3,039,154
共同事業拠出金	1
財政安定化基金拠出金	0
保健事業費	126,821
諸支出金	16,503
予備費	0
合計	12,116,198

法定外繰入金	当初予算額 A	527,581
	決算見込額 B	458,607
	当初予算との差額 (A - B)	68,974

令和7年度予算(予定) ※国保税現年分と法定外繰入金反映前

歳入 (千円)	
歳入科目	決算見込額
国民健康保険税	94,999
使用料及び手数料	1
国県支出金	9,194,010
繰入金	765,058
繰越金	1
諸収入	11,385
合計	10,065,454

歳出 (千円)	
歳出科目	決算見込額
総務費	184,088
保険給付費	9,129,094
国民健康保険事業費納付金	3,013,473
財政安定化基金拠出金	1
保健事業費	128,765
諸支出金	17,475
予備費	3,500
合計	12,476,396

収支不足額	2,410,942
-------	-----------

収支不足額の解消について

(1) 令和7年度収支不足額 **▲ 2,410,942 千円**

(2) 収支不足額の解消について (案)

・ 前年と同一の税率等で算定した額 **1,888,804 千円 【 78.34% 】**

・ 税率等改正により新たに算定した額 **117,183 千円 【 4.86% 】**

・ 法定外繰入金により補填する額 **404,955 千円 【 16.80% 】**

※参考※

【令和6年度税率等改正検討段階】

(1) 令和6年度収支不足額 **▲ 2,473,208 千円**

(2) 収支不足額の解消について

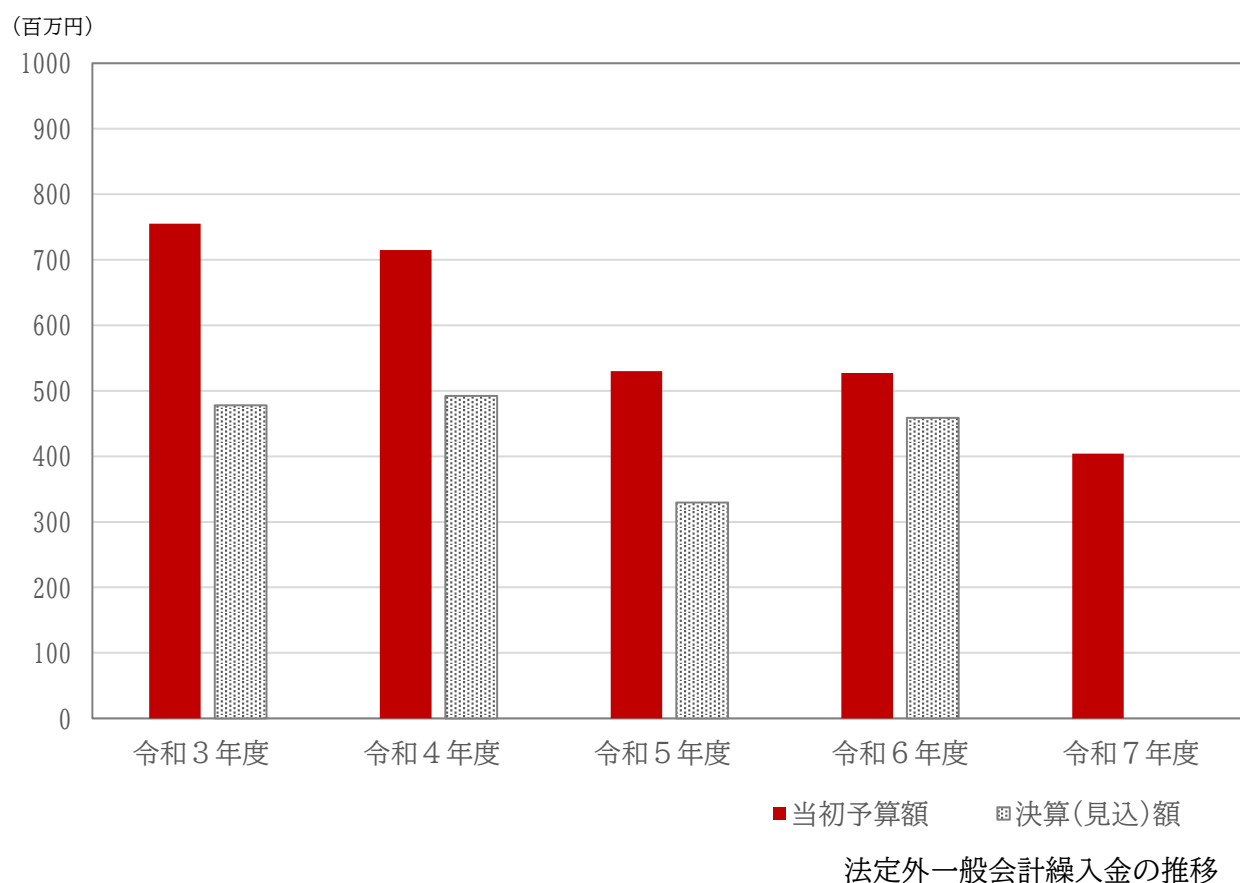
・ 前年と同一の税率等で算定した額 **1,870,846 千円 【 75.64% 】**

・ 税率等改正により新たに算定した額 **77,585 千円 【 3.14% 】**

・ 法定外繰入金により補填する額 **524,777 千円 【 21.22% 】**

法定外一般会計繰入金の推移について

	(千円)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (決算見込み)	令和7年度 (予算見込み)
収入額	12,203,022	12,021,938	11,802,181	12,116,198	12,476,396
支出額	12,110,897	11,945,635	11,717,530	12,116,198	12,476,396
形式的収支	92,125	76,303	84,651	0	0
法定外繰入 ① (当初予算額)	755,928	715,386	530,005	527,581	404,955
法定外繰入 ② (決算額)	478,000	492,400	329,500	458,607	
法定外繰入 ①-② (当初予算との差)	277,928	222,986	200,505	68,974	
前年度繰越等	83,892	47,850	76,303	84,651	1
実質収支	△ 469,767	△ 463,947	△ 321,152	△ 543,258	△ 404,956



現行税率と新税率（案）との比較

医療給付費分		R6年度税率（A）	R7年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	7.5%	7.5%	－	0.00%
	均等割	32,700	40,700	8,000	24.46%
	限度額	650,000	650,000	－	0.00%
調定額		1,418,771,840	1,542,136,560	123,364,720	8.70%

後期高齢者支援金分		R6年度税率（A）	R7年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	2.3%	2.3%	－	0.00%
	均等割	10,500	10,500	－	0.00%
	限度額	220,000	240,000	20,000	9.09%
調定額		447,831,440	450,335,520	2,504,080	0.56%

介護納付金分		R6年度税率（A）	R7年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	2.4%	2.4%	－	0.00%
	均等割	11,000	11,000	－	0.00%
	限度額	170,000	170,000	－	0.00%
調定額		143,720,100	143,720,100	－	0.00%

医療＋後期＋介護 計		R06年度税率（A）	R07年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	12.2%	12.2%	－	0.00%
	均等割	54,200	62,200	8,000	14.76%
	限度額	1,040,000	1,060,000	20,000	1.92%
調定額①		2,010,323,380	2,136,192,180	125,868,800	6.26%
一人当たり調定額		90,718	96,398	5,680	6.26%
収納見込額 ①×収納率（93.1%）		1,872,082,980	1,989,266,833	117,183,853	6.26%

令和7年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算(案)

【歳入】

(単位:千円)

		R06年度当初予算	R07年度当初 予算額(予定)	比較
01	国民健康保険税(現年度課税)	1,948,431	2,005,987	57,556
	国民健康保険税(滞納繰越分)	96,998	94,999	△ 1,999
02	使用料及び手数料	1	1	0
03	国庫支出金	1	1	0
04	県支出金	9,272,842	9,194,009	△ 78,833
05	繰入金(一般会計法定内繰入金)	712,555	765,058	52,503
	繰入金(一般会計法定外繰入金)	527,581	404,955	△ 122,626
06	繰越金	1	1	0
07	諸収入	10,790	11,385	595
歳入計		12,569,200	12,476,396	△ 92,804

【歳出】

(単位:千円)

		R06年度当初予算	R07年度当初 予算額(予定)	比較
01	総務費	174,648	184,088	9,440
02	保険給付費	9,210,658	9,129,094	△ 81,564
03	国民健康保険事業費納付金	3,029,959	3,013,473	△ 16,486
04	共同事業拠出金	1	0	△ 1
05	財政安定化基金拠出金	1	1	0
06	保健事業費	133,928	128,765	△ 5,163
07	諸支出金	16,505	17,475	970
08	予備費	3,500	3,500	0
				0
歳出計		12,569,200	12,476,396	△ 92,804

県内市における国民健康保険税 調定額・収納率の状況

(令和5年度決算)

保険者名		1人当たり 調定額 (円)
1 和光市		120,932
2 八潮市		119,958
3 戸田市		118,195
4 朝霞市		116,132
5 さいたま市		112,114
6 所沢市		107,692
7 ふじみ野市		106,676
8 越谷市		105,586
9 川口市		103,853
10 新座市		102,982
11 志木市		102,358
12 草加市		100,359
13 吉川市		99,963
14 富士見市		99,020
15 本庄市		98,571
16 三郷市		98,403
17 川越市		98,077
18 北本市		97,396
19 蕨市		97,347
20 久喜市		96,626
21 白岡市		96,516
22 狭山市		95,738
23 入間市		95,680
24 桶川市		94,406
25 上尾市		93,980
26 飯能市		93,511
27 深谷市		93,300
28 鴻巣市		91,836
29 東松山市		91,175
30 春日部市		90,861
31 加須市		90,555
32 蓮田市		89,877
33 羽生市		88,898
34 日高市		88,546
35 熊谷市		87,331
36 鶴ヶ島市		86,103
37 幸手市		83,370
38 行田市		82,788
39 秩父市		80,710
40 坂戸市		80,456

保険者名		1世帯当たり 調定額 (円)
1 八潮市		175,228
2 戸田市		170,663
3 和光市		168,159
4 朝霞市		163,829
5 さいたま市		160,333
6 所沢市		156,271
7 越谷市		153,785
8 ふじみ野市		153,413
9 吉川市		152,884
10 本庄市		150,931
11 川口市		149,795
12 志木市		148,817
13 新座市		148,365
14 三郷市		146,207
15 深谷市		144,825
16 草加市		144,806
17 久喜市		144,381
18 北本市		144,196
19 白岡市		144,018
20 富士見市		142,902
21 川越市		142,567
22 入間市		142,396
23 狭山市		140,732
24 鴻巣市		139,592
25 飯能市		139,252
26 桶川市		139,223
27 加須市		139,034
28 蕨市		138,102
29 上尾市		137,561
30 日高市		134,967
31 羽生市		134,512
32 東松山市		133,327
33 春日部市		132,171
34 蓮田市		131,557
35 熊谷市		129,890
36 行田市		125,260
37 鶴ヶ島市		124,944
38 幸手市		123,693
39 秩父市		123,385
40 坂戸市		114,334

保険者名		現年分 収納率
1 鴻巣市		97.39%
2 白岡市		96.37%
3 秩父市		96.18%
4 富士見市		96.04%
5 飯能市		95.72%
6 日高市		95.66%
7 熊谷市		95.62%
8 志木市		95.62%
9 ふじみ野市		95.55%
10 幸手市		95.52%
11 桶川市		95.50%
12 蓮田市		95.49%
13 北本市		95.42%
14 鶴ヶ島市		95.40%
15 入間市		95.35%
16 新座市		95.34%
17 上尾市		95.23%
18 本庄市		95.21%
19 深谷市		95.00%
20 吉川市		94.95%
21 東松山市		94.67%
22 狭山市		94.66%
23 加須市		94.62%
24 さいたま市		94.56%
25 羽生市		94.42%
26 川越市		93.79%
27 所沢市		93.52%
28 三郷市		93.34%
29 朝霞市		93.27%
30 行田市		93.25%
31 坂戸市		93.16%
32 久喜市		93.07%
33 春日部市		92.79%
34 蕨市		92.78%
35 和光市		92.68%
36 川口市		92.49%
37 戸田市		92.43%
38 越谷市		92.40%
39 八潮市		91.74%
40 草加市		91.68%

資料：令和5年度国民健康保険事業状況(令和5年度事業年報速報値)

県内市における国民健康保険事業特別会計 繰入金等の状況

(令和5年度決算)

1人当たり 翌年度繰越金 (円)		1人当たり 法定外繰入金 (円)		応益割 (%)	
保険者名		保険者名		保険者名	
1 羽生市	39,326	1 志木市	38,732	1 久喜市	44.52
2 和光市	27,548	2 草加市	24,539	2 春日部市	44.46
3 志木市	19,066	3 戸田市	24,336	3 熊谷市	42.43
4 東松山市	16,029	4 鶴ヶ島市	23,349	4 幸手市	41.60
5 戸田市	15,847	5 秩父市	22,695	5 北本市	41.17
6 白岡市	13,459	6 上尾市	22,558	6 吉川市	40.02
7 本庄市	12,985	7 所沢市	21,118	7 羽生市	39.98
8 ふじみ野市	12,222	8 入間市	20,000	8 本庄市	39.89
9 深谷市	11,663	9 富士見市	19,792	9 鴻巣市	39.74
10 八潮市	11,481	10 三郷市	19,229	10 上尾市	39.54
11 川越市	10,941	11 行田市	19,054	11 秩父市	39.31
12 吉川市	10,392	12 蕨市	18,117	12 草加市	38.70
13 越谷市	10,065	13 日高市	16,724	13 ふじみ野市	38.33
14 新座市	8,084	14 桶川市	16,167	14 さいたま市	38.21
15 鴻巣市	7,943	15 熊谷市	15,427	15 行田市	37.90
16 北本市	7,864	16 川越市	14,144	16 加須市	37.76
17 朝霞市	7,595	17 川口市	13,517	17 深谷市	37.19
18 鶴ヶ島市	7,353	18 加須市	13,479	18 富士見市	37.13
19 秩父市	7,329	19 深谷市	12,159	19 桶川市	36.84
20 坂戸市	7,243	20 さいたま市	11,554	20 日高市	36.83
21 上尾市	6,843	21 越谷市	10,926	21 川越市	36.63
22 所沢市	6,527	22 狭山市	9,518	22 越谷市	36.31
23 三郷市	6,387	23 春日部市	9,483	23 三郷市	36.30
24 桶川市	4,572	24 和光市	7,765	24 坂戸市	35.90
25 幸手市	3,847	25 吉川市	7,747	25 川口市	35.19
26 狭山市	3,585	26 朝霞市	7,484	26 蓮田市	34.65
27 加須市	3,463	27 飯能市	6,851	27 東松山市	34.38
28 蕨市	3,329	28 ふじみ野市	4,368	28 白岡市	34.29
29 日高市	3,279	29 久喜市	3,274	29 新座市	34.08
30 久喜市	3,023	30 鴻巣市	3,164	30 蕨市	33.59
31 さいたま市	2,179	31 蓮田市	2,617	31 戸田市	33.46
32 行田市	2,153	32 坂戸市	1,934	32 狭山市	32.96
33 入間市	1,959	33 八潮市	105	33 八潮市	32.53
34 蓮田市	1,813	33 本庄市	0	34 和光市	32.52
35 富士見市	709	33 東松山市	0	35 鶴ヶ島市	31.50
36 飯能市	697	33 羽生市	0	36 所沢市	31.09
37 草加市	513	33 新座市	0	37 飯能市	30.73
38 春日部市	69	33 北本市	0	38 入間市	30.50
39 熊谷市	0	33 白岡市	0	39 志木市	29.34
39 川口市	0	33 幸手市	0	40 朝霞市	24.07

資料：令和5年度国民健康保険事業状況(令和5年度事業年報速報値)

県内市における国民健康保険 前期高齢者構成率・療養諸費費用額等の状況

(令和5年度決算)

前期高齢者構成率		全被保険者 1人当たり 療養諸費 費用額 (円)		1人当たり 事業費納付金 (円)	
保険者名	前期高齢者 構成率	保険者名	全被保険者 1人当たり 療養諸費 費用額 (円)	保険者名	1人当たり 事業費納付金 (円)
1 久喜市	51.88%	1 蓮田市	424,653	1 戸田市	160,648
2 鴻巣市	51.38%	2 白岡市	422,982	2 和光市	155,605
3 幸手市	51.31%	3 日高市	422,083	3 朝霞市	151,682
4 秩父市	51.09%	4 久喜市	414,664	4 志木市	146,253
5 加須市	50.77%	5 秩父市	410,084	5 八潮市	145,917
6 白岡市	50.77%	6 加須市	401,366	6 さいたま市	145,294
7 日高市	50.28%	7 幸手市	401,226	7 吉川市	143,816
8 北本市	50.21%	8 三郷市	401,122	8 新座市	142,307
9 行田市	50.19%	9 熊谷市	398,886	9 所沢市	142,066
10 蓮田市	49.83%	10 狭山市	398,211	10 富士見市	142,054
11 羽生市	49.82%	11 北本市	398,105	11 川口市	141,043
12 熊谷市	48.74%	12 行田市	397,672	12 草加市	140,550
13 飯能市	48.41%	13 吉川市	397,090	13 三郷市	140,406
14 東松山市	48.37%	14 飯能市	395,810	14 越谷市	140,338
15 狭山市	47.85%	15 桶川市	393,959	15 ふじみ野市	139,204
16 桶川市	47.44%	16 鴻巣市	393,534	16 狭山市	136,965
17 深谷市	47.18%	17 本庄市	389,658	17 川越市	136,689
18 入間市	46.97%	18 上尾市	389,183	18 白岡市	136,253
19 鶴ヶ島市	46.58%	19 入間市	388,749	19 蓮田市	135,229
20 春日部市	45.21%	20 東松山市	388,303	20 入間市	134,688
21 坂戸市	44.83%	21 深谷市	386,635	21 蕨市	134,529
22 上尾市	44.73%	22 羽生市	386,267	22 上尾市	134,131
23 本庄市	44.58%	23 ふじみ野市	385,733	23 桶川市	132,711
24 吉川市	43.10%	24 さいたま市	381,096	24 春日部市	130,642
25 三郷市	42.14%	25 春日部市	380,762	25 鶴ヶ島市	130,446
26 所沢市	41.95%	26 八潮市	379,502	26 飯能市	129,783
27 川越市	41.73%	27 川越市	379,371	27 日高市	129,281
28 さいたま市	41.14%	28 越谷市	376,861	28 北本市	128,977
29 ふじみ野市	40.40%	29 朝霞市	375,085	29 久喜市	128,491
30 越谷市	40.29%	30 鶴ヶ島市	373,362	30 深谷市	127,988
31 志木市	38.55%	31 坂戸市	369,097	31 鴻巣市	127,902
32 富士見市	37.98%	32 所沢市	366,997	32 東松山市	127,502
33 新座市	37.43%	33 新座市	366,928	33 熊谷市	126,189
34 草加市	36.17%	34 富士見市	364,883	34 秩父市	126,135
35 朝霞市	35.55%	35 志木市	363,067	35 幸手市	125,519
36 八潮市	34.17%	36 和光市	356,681	36 本庄市	125,398
37 和光市	34.17%	37 草加市	355,737	37 加須市	124,174
38 川口市	33.03%	38 川口市	345,840	38 羽生市	123,859
39 蕨市	29.87%	39 戸田市	342,092	39 行田市	122,899
40 戸田市	28.71%	40 蕨市	332,152	40 坂戸市	120,140

資料：令和5年度国民健康保険事業状況(令和5年度事業年報速報値)